

令和6年度 地域密着型サービス事業者 集団指導

日時：令和7年2月4日

午後2時～午後4時

場所：館林市役所5階 501会議室

館林市保健福祉部社会福祉課監査指導係

(1) 運営指導の概要について

① 指導監査について

介護保険サービスの指導監査とは...

介護保険法第23条に基づき、「サービスの質の確保と向上」、「高齢者の尊厳の保持」、「適正な介護報酬の請求」を図ることを目的として、「館林市介護サービス事業者等指導監査要領」に基づき実施します。

② 指導監査の種類と対象事業所の選定方法等

ア 集団指導： サービス区分ごと又は必要な指導の内容に応じて、必要に応じて実施します。実施1か月前を目安に対象事業所へ通知します。

運営指導により確認した介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び主な指摘事例や工夫事例、留意事項について周知・理解を図るため、講習形式で実施します。

(1) 運営指導の概要について

イ 運営指導： 介護サービス事業所ごとに3年に1回を目安に行います。
運営指導の予定の1か月前を目安に対象事業所と日程調整し、実施通知を送付します。

運営体制や報酬請求等が基準条例や報酬告示を満たしているか、
又高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の取組について事業所を訪問し、
関係書類の調査や関係職員へのヒアリングを実施します。

ウ 書面指導： 年度中に運営指導の実施を行わない介護サービス事業者に
対し実施します。

書面により運営状況等を確認し、必要に応じて、面談、文書、
電話等により内容の照会及び確認を行います。

エ 監査： 通報や運営指導による重大な違反事項が疑われる場合に実施
します。

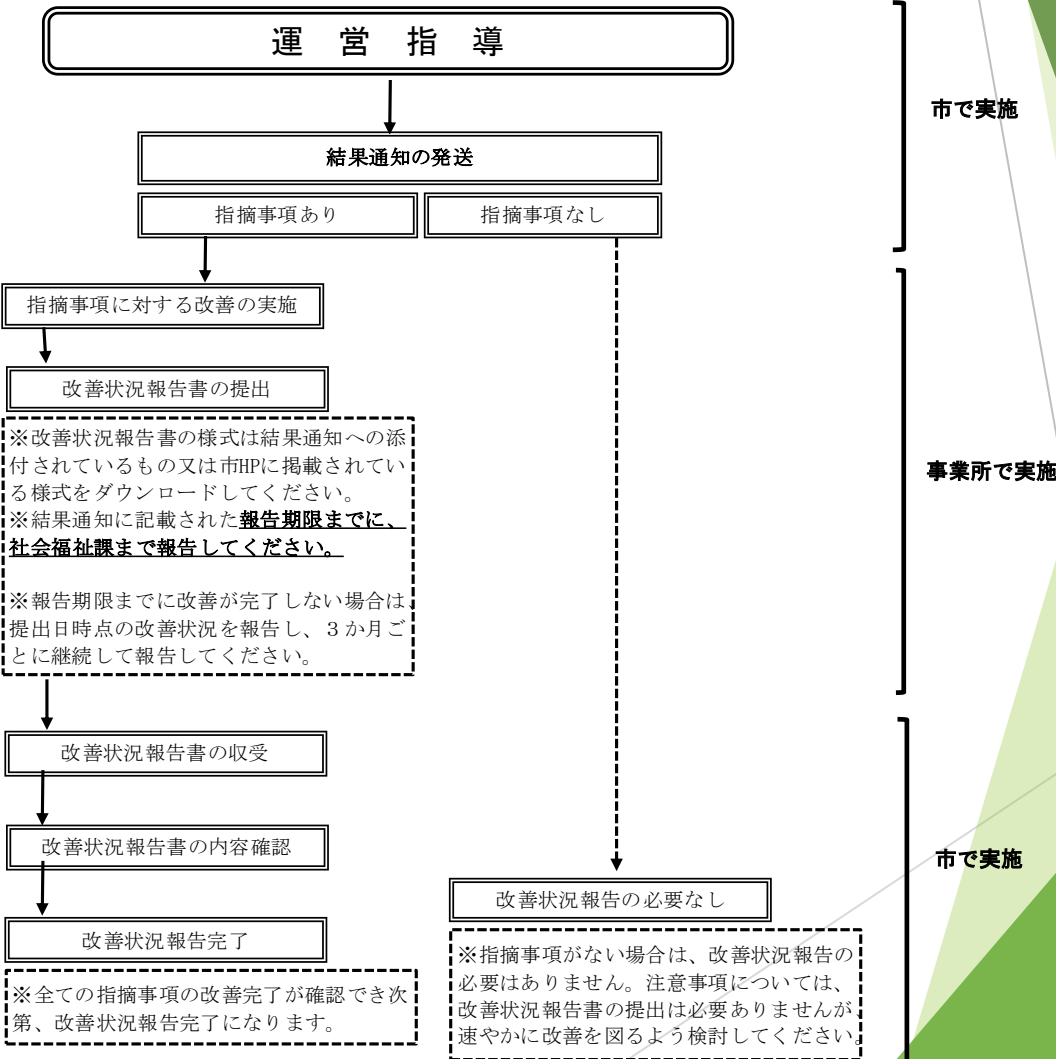
著しい基準違反や報酬の不正請求が疑われる場合等に、事実
関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採るために実施
します。

(1) 運営指導の概要について

④ 運営指導当日までの流れ

運営指導実施予定日の		
目安の時期		内容
運営指導実施予定日の	約 1 か月前	運営指導の日程調整 実施通知発送 事前提出資料の提出依頼
	2 週間前	事前提出資料の提出期限
	運営指導当日	【あいさつ・自己紹介】 【事業所見学】 設備基準・重要事項等の掲示の確認 【書類審査・ヒアリング】 運営基準・人員基準・報酬について確認 【まとめ】 正式な運営指導結果は、後日文書により通知

⑤ 運営指導後の流れ



(2) 運営指導における主な指摘事項

① 令和5年度運営指導実施事業所数

	事業種別				
	地域密着型 通所介護	(介護予防) 認知症対応型 通所介護	(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護
対象事業所数 (令和6年3月31日時点)	10	4 (共用型含む)	3	10	1
令和5年度実施数	4	1	1	4	0

(2) 運営指導における主な指摘事項

② 令和5年度運営指導結果

指摘：文書での改善状況報告が必要

注意：文書での改善状況報告は必要ないが、改善を要する

(単位：件)

		事業種別										合計	
		地域密着型 通所介護		(介護予防) 認知症対応 型 通所介護		(介護予防) 小規模多機 能型 居宅介護		(介護予防) 認知症対応 型 共同生活介護		地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護			
項目	指導区分	指摘	注意	指摘	注意	指摘	注意	指摘	注意	指摘	注意	指摘	注意
第2	人員及び設備基準	0	8	0	1	0	3	0	9	0	0	0	21
第3	運営基準	0	24	0	8	1	8	1	36	0	0	0	59
第5	介護給付費の算定及び取扱い	2	1	0	0	1	0	1	4	0	0	4	5

(2) 運営指導における主な指摘事項

③ 令和5年度運営指導における主な指摘事項

○凡例

基準条例：館林市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日館林市条例第20号）

告示第95号：厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生省告示第95号）

※根拠法令について、複数サービスで共通する基準については認知症対応型共同生活介護の根拠法令を代表として記載しています。

※サービスについては略称で表記しています。

デイ：通所系サービス、**GH**：認知症対応型共同生活介護、**小多機**：小規模多機能型居宅介護、**特養**：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※地域密着型サービスのうち、本市で指定しているサービスのみの内容です。（デイ、GH、小多機、特養）

(2) 運営指導における主な指摘事項

③ 令和5年度運営指導における主な指摘事項

指導内容	事例	根拠法令
【従業者の員数】 介護職員は単位ごとに常時1人以上配置する必要がありますが、不足する日が確認されました。基準を満たすよう配置をしてください。（デイ）	勤務予定の職員が急遽休みや早退等で介護職員が不足する日が発生した。	基準条例 第61条第1項
【従業者の員数】 生活相談員はサービス提供日ごとに提供時間帯を通じて1以上配置してください。（デイ）	生活相談員が1人しかおらず、休暇や退職により生活相談員がいない日があった。	基準条例 第61条第1項
【労務管理】 子の看護休暇等に関して就業規則に沿って適切に構築し、規程を定めてください。（全サービス）	子の看護休暇等に関する規程が整備されていなかった。	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」各号

(2) 運営指導における主な指摘事項

③ 令和5年度運営指導における主な指摘事項

指導内容	事例	根拠法令
【内容・手続の説明と同意、契約の締結等】 親族等が利用者同意の署名を代筆する際は、代筆者の氏名と利用者との続柄を記載してください。（全サービス）	重要事項説明書や契約での署名欄に代筆者の氏名と利用者との続柄が記載されていなかった。	基準条例 第65条第5項
【内容・手続の説明と同意、契約の締結等】 重要事項を記した文書（重要事項説明書）には次の事項を記載してください。 ・ 事故発生時の対応 ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（全サービス）	重要事項説明書に記載すべき事項が不足していた。	基準条例 第156条 （準用：第9条）
【取扱方針】 身体的拘束適正化検討委員会は3ヶ月に1回以上開催するようにしてください。（GH、特養）	身体的拘束適正化委員会を適切に実施していなかった。	基準条例 第145条第7項

(2) 運営指導における主な指摘事項

③ 令和5年度運営指導における主な指摘事項

指導内容	事例	根拠法令
【勤務体制の確保等】 セクハラ・パワハラ防止のための体制について適切に構築し、マニュアル等の作成を行ってください。（全サービス）	セクハラ・パワハラ防止のための体制（指針の整備・周知、相談体制）について整備されていなかった。	基準条例 第151条第4項
【勤務体制の確保等】 職員勤務体制について、予定だけでなく実績での勤務表も作成してください。（全サービス）	勤務の実績について、予定の勤務表に修正液などで上書きされたもので、勤務の実績が把握しにくい状態であった。	基準条例 第151条第1項
【勤務体制の確保等】 従業員の勤務の体制について、兼務関係を明確にした上で、月ごとの勤務表を作成してください。（全サービス）	他職種との兼務状況、他事業所との兼務状況が確認できなかった。	基準条例 第151条第1項

(2) 運営指導における主な指摘事項

③ 令和5年度運営指導における主な指摘事項

指導内容	事例	根拠法令
【非常災害対策】 非常災害時の連絡体制について、整備を行ってください。（全サービス）	災害時の関係機関への連絡体制図が書面等で整備されていなかった。	基準条例 第156条
【衛生管理等】 ・薬剤等の保管については、誤飲の可能性もありますので適切な管理をしてください。 ・利用者同士の衛生用品を適切に管理してください。（全サービス）	・浴室等利用者の手が届きやすい場所に掃除用洗剤やハイターが置いてあった。 ・洗面所にある歯ブラシが、他の利用者のものと接触してしまう保管方法であった。	基準条例 第156条 ※第74条第1項 準用
【掲示】 掲示物を最新のものに更新してください。（全サービス）	重要事項説明書が更新前の古いものが掲示されていた。	基準条例 第156条 ※第34条準用

(2) 運営指導における主な指摘事項

③ 令和5年度運営指導における主な指摘事項

指導内容	事例	根拠法令
【秘密保持等】 利用者の家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該家族の同意を得てください。（全サービス）	利用者の家族の同意の署名がなく利用者本人の署名のみだった。	基準条例 第156条 ※第35条準用
【記録の整備】 タイムカード（出勤簿）の打刻（押印）漏れが確認されましたので、出退勤時にはタイムカードを打刻（出勤簿に押印）するようにしてください。（全サービス）	管理者の打刻（押印）漏れがあった。	基準条例 第155条第1項
【記録の整備】 送迎記録の記載漏れがないようにしてください。（デイ、小多機）	送迎の記録の日付の誤りが散見された。	基準条例 第155条第2項

(3) 留意事項について

① 令和6年度運営指導結果からみた留意事項

【従業者の員数】

<指摘内容>

- ・介護職員は、共同生活住居（ユニット）ごとに配置してください。（GH）
- ・超過勤務は人員基準上では含めませんので、通常の勤務時間で従業者を配置してください。（全サービス）

<指摘事例>

- ・共同生活住居（ユニット）ごとでなく事業所全体での職員配置としていたため、勤務表上、共同生活住居によって介護職員がいない時間帯が発生していた。
- ・通常の勤務時間で介護職員がいない時間帯を埋めるため、超過勤務時間で対応していた。※介護職種だけでなく、他の職種も同様

<根拠法令>

基準条例第条138条第1項

(3) 留意事項について

① 令和6年度運営指導結果からみた留意事項

【運営規程】

<指摘内容>

- ・運営規程を共同生活住居（ユニット）ごとに作成してください。（GH）
- ・運営規程を実態に則して内容を確認し、修正してください。（全サービス）

<指摘事例>

- ・運営規程は共同生活住居（ユニット）ごとに定める必要があるが、一体化して作成されていた。
- ・運営規程に記載されている内容が実態と相違していた。
例：従業員の員数における常勤・非常勤の別

<根拠法令>

基準条例第150条

(3) 留意事項について

① 令和6年度運営指導結果からみた留意事項

【運営規程、重要事項説明書】（全サービス）

<指摘内容>

- ・ 法定代理受領に係る利用者の負担割合の記載を修正してください。
- ・ 運営規程と重要事項説明書の内容を一致させてください。

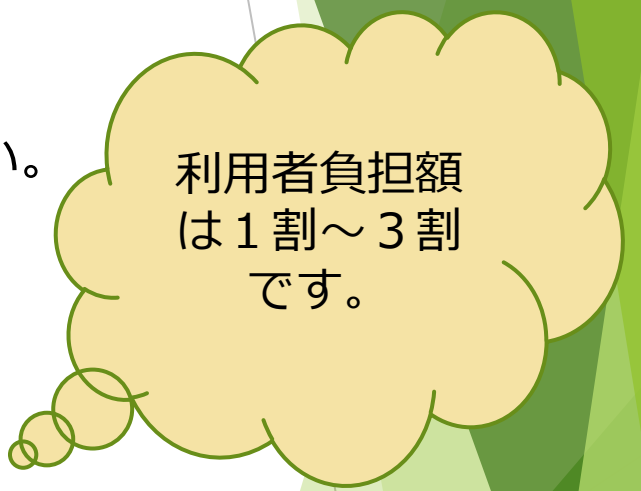
<指摘事例>

- ・ 利用者負担額の表記が1割となっている。
- ・ 利用者負担額の表記が1割又は2割となっている。
- ・ 運営規程と重要事項説明書の内容に相違があった。

例：従業者の員数

<根拠法令>

基準条例第150条、156条



利用者負担額
は1割～3割
です。

(3) 留意事項について

① 令和6年度運営指導結果からみた留意事項

【利用料（その他の日常生活費）】（全サービス）

<指摘内容>

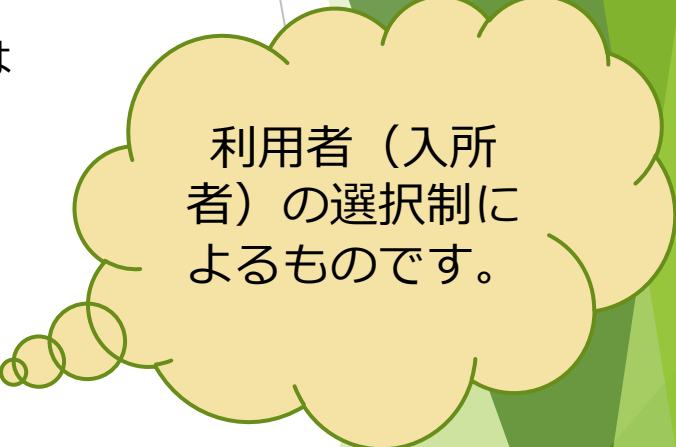
- ・利用者（入所者）の希望によらず、事業者が一律に提供する身の回り品等は「その他の日常生活費」として徴収できませんので改善してください。
- ・運営規程、重要事項説明書に定め、利用者に説明し同意を得てください。

<指摘事例>

- ・利用者への事前の説明なく、一律に料金を徴収していた。
※スポーツドリンクの提供（嗜好品）、機能訓練以外の参加者を募ってのリクリエーション費用は選択制での徴収可能
※とろみ剤、共用のシャンプー・石鹸類といった介護サービス提供における利用者の処遇上必要なものや一律で提供されるものは介護報酬に含まれるため徴収不可

<根拠法令>

- ・基準条例第144条第3項、第4項
- ・通所介護等における「日常生活に要する費用の取扱いについて」
（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）



利用者（入所者）の選択制によるものです。

(3) 留意事項について

① 令和6年度運営指導結果からみた留意事項

【高齢者虐待防止】（全サービス）

<指摘内容>

高齢者虐待防止のための指針に不足項目があるため、追加してください。

<指摘事例>

- ・ 指針に盛り込むべき事項の不足

<根拠法令>

基準条例第156条※準用第40条の2

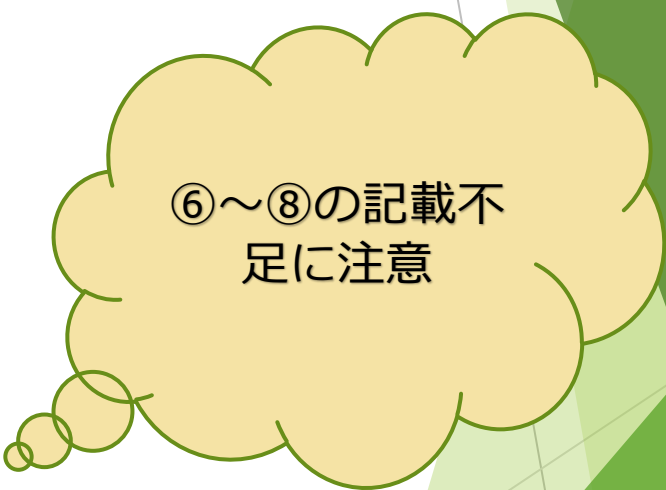
(3) 留意事項について

① 令和6年度運営指導結果からみた留意事項

【高齢者虐待防止】（全サービス）

高齢者虐待防止のための指針に盛り込むべき項目

- ①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項**
- ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項**
- ⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項**
- ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項



⑥～⑧の記載不足に注意

(3) 留意事項について

① 令和6年度運営指導結果からみた留意事項

【個別サービス計画】（デイ）

<指摘内容>

居宅サービス計画に沿って個別サービス計画を作成してください。

<指摘事例>

- ・居宅サービス計画にある目標が一部反映されていない。
- ・個別機能訓練計画の内容のみで、他者とのコミュニケーション等個別サービス計画に盛り込む内容が反映されていない。

<根拠法令>

基準条例第68条第2項（地域密着型通所介護）

(3) 留意事項について

① 令和6年度運営指導結果からみた留意事項

【事故発生時の対応】（全サービス）

<指摘内容>

事故を未然に防ぐための再発防止策を検討してください。

<指摘事例>

- ・ 短期間で複数回同様の事故（ヒヤリハット）が発生している。
- ・ 再発防止策は検討しているが、その後も同様の事故が発生しており、再発防止策の再考がされていない。

<根拠法令>

基準条例第156条※準用第40条第1項

(3) 留意事項について

① 令和6年度運営指導結果からみた留意事項

【運営推進会議】（全サービス）

<指摘内容>

運営推進会議の記録を掲示又は備え置き等により公表してください。

<指摘事例>

運営推進会議の記録が公表されていなかった。

<根拠法令>

基準条例第156条※準用第40条第1項

(3) 留意事項について

① 令和6年度運営指導結果からみた留意事項

【変更の届出】（全サービス）

<指摘内容>

指定に係る事項に変更が生じた場合は、10日以内に市へ届け出てください。

<指摘事例>

- ・ 運営規程が変更されていたが、市に届け出ていなかった。
- ・ 介護支援専門員の変更に際し、市に届け出ていなかった。

<根拠法令>

- ・ 介護保険法第78条の5第1項
- ・ 介護保険法施行規則第131条の13第1項

(3) 留意事項について

① 令和6年度運営指導結果からみた留意事項

【医療費連携体制加算】（GH）

<指摘内容>

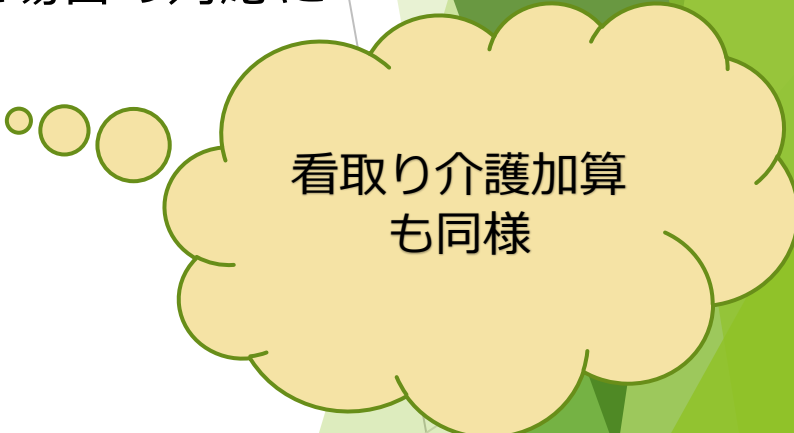
入居の際に、利用者又はその家族等に対して、重度化した場合の対応に係る指針の内容を説明し、同意を得てください。

<指摘事例>

入居の際でなく利用者が重度化した際に同意を得ていた。

<根拠法令>

告示第95号第六十号※準用第四十八号



看取り介護加算
も同様

(3) 留意事項について

① 令和6年度運営指導結果からみた留意事項

【介護職員等処遇改善加算】（全サービス）

<指摘内容>

キャリアパス要件を含め、介護職員等処遇加算計画の内容について職員に周知してください。

<指摘事例>

- ・ 書面等を用いて周知していない。

<根拠法令>

告示第95号第六十号※準用第四十八号

(3) 留意事項について

① 令和6年度運営指導結果からみた留意事項

【介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ】（全サービス）

<指摘内容>

介護サービス情報公表システムを活用し、賃金改善以外の処遇に関する具体的な取組内容を公表してください。

<指摘事例>

介護職員等処遇改善加算の計画書では公表することとして届出されているが、実施していない。

<根拠法令>

告示第95号第六十号※準用第四十八号

(3) 留意事項について

② 令和6年度に義務化された内容

ア 認知症基礎研修の受講の義務付け

イ 業務継続に向けた取組の強化

ウ 感染症対策の強化

エ 高齢者虐待防止のための取り組み

オ 身体的拘束等の記録

(3) 留意事項について

② 令和6年度に義務化された内容

ア 認知症基礎研修の受講の義務付け（全サービス）

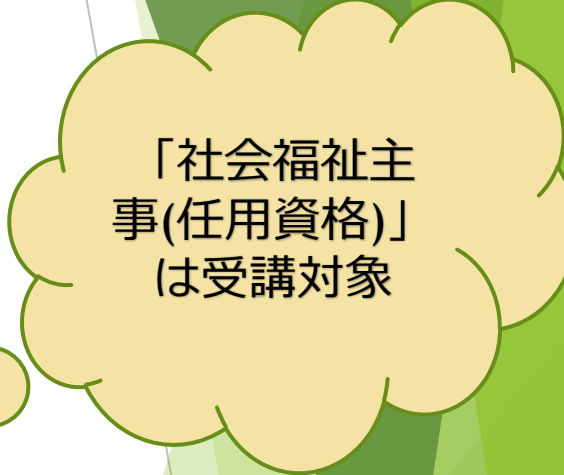
介護に直接かかわる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務化

※新たに採用した場合、1年以内に受講させること。

※ただし、下記の有資格者又は研修修了者は対象外

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

実務者経験修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修第一級課程・二級課程修了者



「社会福祉主
事(任用資格)」
は受講対象

(3) 留意事項について

② 令和6年度に義務化された内容

イ 業務継続に向けた取組の強化（全サービス）

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスを継続的に提供又は早期に業務再開を図るために下記事項の実施が義務化

- ・ 業務継続計画（BCP）の策定、職員への周知
- ・ 年1回以上の研修及び訓練（GH、特養は年2回以上）
- ・ 計画の定期的な見直し

適切に実施されていない場合、業務継続計画未策定減算の対象

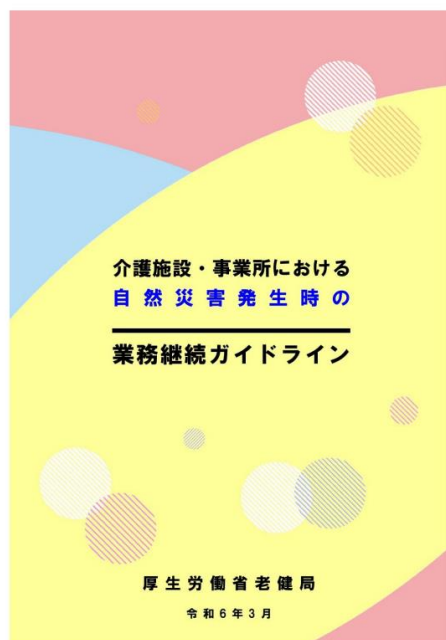
※感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害対策計画の策定をしている場合
経過措置により令和7年3月31までは適用されません。

(3) 留意事項について

② 令和6年度に義務化された内容

イ 業務継続に向けた取組の強化

(参考)



厚生労働省HP「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

(3) 留意事項について

② 令和6年度に義務化された内容

ウ 感染症対策の強化（全サービス）

感染症の予防及びまん延防止を目的として、下記事項の実施が義務化

- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- ・ 6月に1回以上の感染症の予防及びまん延防止のための対策検討委員会の開催
(GH、特養は3月に1回以上)
- ・ 従業者への委員会開催結果の周知
- ・ 年1回以上の研修及び訓練（GH、特養は年2回以上）

(3) 留意事項について

② 令和6年度に義務化された内容

エ 高齢者虐待防止のための取り組み（全サービス）

虐待の発生又は再発防止を目的として、下記事項の実施が義務化

- ・ 虐待防止のための指針の整備
- ・ 年1回以上の虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
- ・ 従業者への委員会開催結果の周知
- ・ 年1回以上（GH、特養は年2回以上）と新規採用時の研修

事実が生じた月の翌月
から改善が認められた
月まで利用者全員につ
いて減算

適切に実施されていない場合、
高齢者虐待防止措置未実施減
算の対象

(3) 留意事項について

② 令和6年度に義務化された内容

オ 身体的拘束等の記録（デイ）

身体的拘束等の適正化の推進を目的として、下記事項の実施が義務化

- ・ 身体的拘束等の原則禁止（明文化）や緊急やむを得ない場合の記録

※特養、GH、小多機については既に明文化

※緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、

その際の本人の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

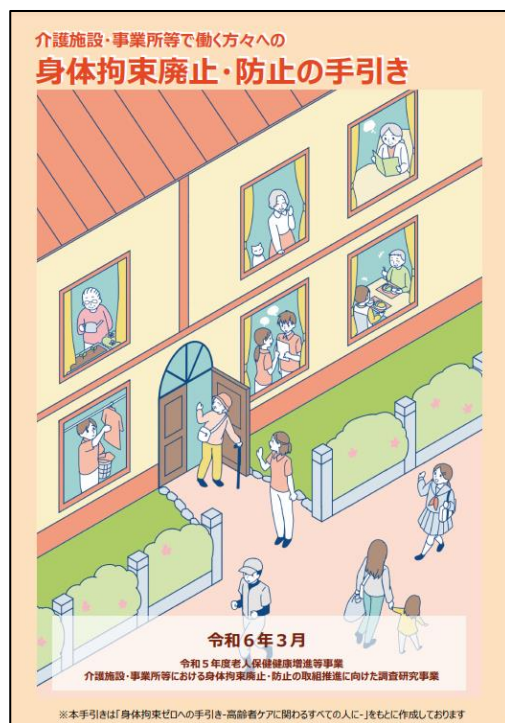
※利用者家族には事前に十分な説明を行う。

(3) 留意事項について

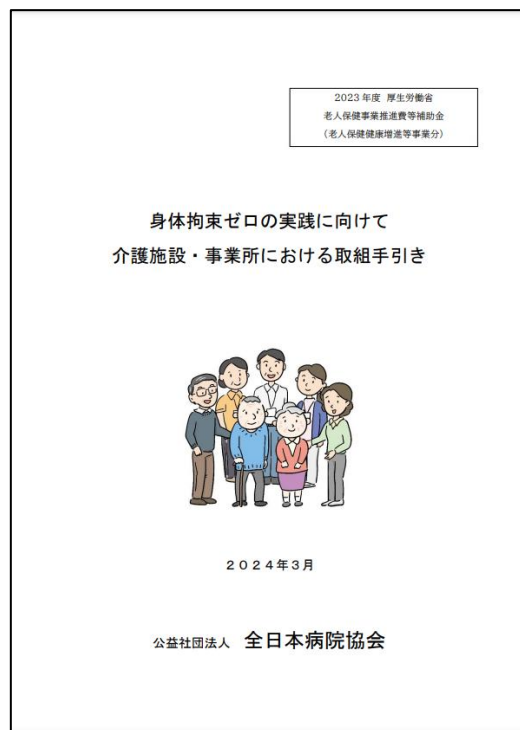
② 令和6年度に義務化された内容

オ 身体的拘束等の記録

(参考)



「介護施設・事業所等で働く
方々への身体拘束廃止・防止の
手引き」株式会社 日本総合研究
所（令和5年度老人保健健康増
進等事業） 令和6年3月



「身体拘束ゼロの実施に向けて
介護施設・事業所における取組
手引き」公益社団法人 全日本病
院協会 令和6年3月



「身体拘束ゼロへの手引き-高齢
者ケアに関わるすべての人に-」
厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦
推進会議」平成13年3月

(3) 留意事項について

③ 令和7年度以降の留意事項について

【経過措置】

ア 重要事項のウェブサイトへの掲載

イ 身体的拘束等の適正化

ウ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

エ 協力医療機関との連携

(3) 留意事項について

③ 令和7年度以降の留意事項について

ア 重要事項のウェブサイトへの掲載（全サービス）

運営規程の概要、介護職員等の従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、従来の「書面掲示」に加え、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム）に掲載・公表しなければなりません。

令和7年4月1日～ 義務化

(3) 留意事項について

③ 令和7年度以降の留意事項について

イ 身体的拘束等の適正化（小多機）

身体的拘束等の適正化の推進を目的として、下記事項の実施が義務化

- ・ 3月に1回以上身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催
- ・ 従業者への委員会開催結果の周知
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- ・ 年2回以上と新規採用時の研修

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで利用者全員について減算

適切に実施されいない場合、
身体拘束廃止未実施減算の対象

令和7年4月1日～ 義務化

(3) 留意事項について

③ 令和7年度以降の留意事項について

ウ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

(小多機、GH、特養)

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催することが義務付けられます。

令和9年4月1日～ 義務化

(3) 留意事項について

③ 令和7年度以降の留意事項について

Ⅰ 協力医療機関との連携（GH、特養）

令和6年度介護報酬改定等により、協力医療機関との実行性のある連携体制を確保する観点から、年に1回以上、協力医療機関と入所者の急変時等における対応を確認し、協力医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を市に届け出ることが義務付けられました。

次の各要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければなりません。

- ①利用者（入所者）の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- ②当該事業所からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- ③【特養のみ】入所者の病状が急変した場合等において、当該事業所の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

GHは令和6年4月1日～、特養は令和9年4月1日～ 義務化

※その他、利用者（入所者）が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居（再入所）させることができるように努める必要があります。

(3) 留意事項について

④ その他留意事項

- 介護報酬改定により、原則3年に1度、基準等が変更になりますので、日頃から行政機関等からのお知らせは必ず確認し、速やかに業務に反映させてください。
- サービス提供の記録等は、客観的に確認できるように作成及び整備・保存をしてください。
- 加算・減算等の給付基準に関しては、報酬告示等に沿った取り扱いが求められます。事業所で算定している加算に関しては、今一度要件を確認し確実に遺漏のないようにお願いします。
- 管理者の変更等により、改善された内容が元に戻ることはないよう引継ぎ等を実施し、適切な運営の継続をお願いします。